

新型コロナウイルス感染拡大の影響により納税が困難な方へ

無担保
延滞金免除

徴収猶予の「特例制度」のご案内

1 年間は地方税の徴収を猶予

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、納期限毎に1年間、地方税の徴収猶予を受けることができます。

担保不要。延滞金もかかりません

不動産や生命保険など、担保の提供は不要です。延滞金も1年間は全額免除されます。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業等の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

要件

20%以上の収入減

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

and

一時に納付が困難

新型コロナウイルスの影響で、収入が減少したことにより、一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付が困難」の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金や生活費を考慮に入れるなど、申請時の状況に配慮し、適切に対応します。

対象税

ほぼ全ての市税が対象 (令和2年2月1日～令和3年2月1日納期限)

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、国民健康保険税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税が対象になります。

※給与から個人住民税を特別徴収されている方は対象となりません。

改正

令和2年9月4日の政令による改正で、対象税の期限が令和3年1月31日から令和3年2月1日に改められました。これにより、令和2年度市県民税4期、国民健康保険税7期(いずれも2月1日納期限)が新たに対象となります。

申請方法

郵送若しくは窓口にて、各納期限までに申請が必要です。

徴収猶予の申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※申請書は市ホームページからダウンロードしていただくか、収納課までご連絡いただければ郵送でお送りします。

※各納期限までの申請をお願いします。納期限を経過した市税は猶予の対象にはなりません。

お問い合わせ
郵送先

朝霞市収納課 納税係 (本庁舎2階20番窓口)

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

TEL: 048-463-2023

E-mail syuno@city.asaka.lg.jp